

# 令和3年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第11号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第9号)	保育課ほか	1～3
議案第12号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第10号)	国保年金課ほか	4～10
議案第13号	令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	国保年金課	11
議案第17号	令和2年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		12
議案第31号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について		13～15
議案第32号	上越市国民健康保険条例等の一部改正について		16～17
議案第1号	令和3年度上越市一般会計予算	国保年金課ほか	18～85
議案第2号	令和3年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	86～94
議案第5号	令和3年度上越市後期高齢者医療特別会計予算		95～99

#### 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第11号
提出課	保育課

歳出科目 (P24~P25)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	267,474	10,500	277,974

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	5,250	負担金補助及び交付金	
一般財源	5,250		10,500

【補正理由】

国の第3次補正予算を活用し、私立保育園及び認定こども園における感染症予防のための備品購入など、職員が感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育業務を実施するために必要となる経費の補助を令和3年度から前倒しして実施するため、所要額を補正するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	7,595	5,250	12,845
一般財源		144,232	5,250	149,482
合計		151,827	10,500	162,327

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	保育環境改善等事業補助金	0	10,500	10,500
合計		0	10,500	10,500

【実施内容】

- (1) 私立保育園及び認定こども園における感染症予防のため、備品購入など、職員が感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育が実施できるよう必要となる経費を補助する。
- (2) 補助基準：1施設当たり500千円以内（補助割合は国1/2、市1/2）

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P24～P25)	4款1項1目	保健衛生総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	134,375	22,059	156,434

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	11,029	需用費	22,059
一般財源	11,030		

【補正理由】

国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、小・中学校における感染症対策を強化するため、学校に配備する感染防止物品等の購入に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	学校保健特別対策事業費補助金	17,250	11,029	28,279
一般財源		7,089	11,030	18,119
合計		24,339	22,059	46,398

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	消耗品費	51,349	22,059	73,408
合計		51,349	22,059	73,408

【実施内容】

小・中学校に手指用消毒液、サーキュレーター、CO<sub>2</sub> モニター等の感染防止物品を購入する。

歳出科目 (P24~P25)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	59,021	59,021

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	86,743	需用費	4,433
一般財源	△27,722	役務費	5,828
		委託料	48,760

#### 【補正理由】

国の第3次補正予算を活用し、先行して接種が行われる医療従事者等の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用及び令和3年4月からワクチン接種を行う高齢者並びに高齢者施設等の従事者への接種を開始するための事前準備費用を補正するもの

#### 【補正内容】

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	0	25,958	25,958
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	0	60,785	60,785
合計		0	86,743	86,743

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	消耗品	0	4,000	4,000
	予診票印刷	0	424	424
	ディープフリーザー電気料	0	9	9
役務費	接種券等郵送	0	5,828	5,828
委託料	個別接種委託	0	25,958	25,958
	予約受付業務委託	0	22,802	22,802
合計		0	59,021	59,021

#### 【実施内容】

- (1) 国庫負担金を財源に、医療従事者等に係るワクチン接種費用(2回分)を支出する。(接種単価2,277円、国負担割合：10/10)
- (2) 国庫補助金を財源に、高齢者へ接種券等を発送するとともに、市民などからのワクチン接種に関する相談及び集団接種に関する予約変更受付に対応するコールセンターを設置する。(国補助割合：10/10)

#### 【その他】

歳入と歳出の差額27,722千円は同事業の現計予算へ充当する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P114~P115)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,424,453	△112	2,424,341

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,866	負担金補助及び交付金	
一般財源	△2,978		△3,934
		繰出金	3,822

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合による事務費負担金の納付額決定に基づき負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	346,009	2,866	348,875
一般財源		2,078,444	△2,978	2,075,466
合計		2,424,453	△112	2,424,341

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	事務費負担金	84,790	△3,934	80,856
	療養給付費負担金	1,830,745	0	1,830,745
繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金	508,918	3,822	512,740
合計		2,424,453	△112	2,424,341

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P114~P115)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	627,197	△38,879	588,318

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△14,229	扶助費	△38,879
一般財源	△24,650		

【補正理由】

児童扶養手当給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	208,317	△14,229	194,088
一般財源		418,880	△24,650	394,230
合計		627,197	△38,879	588,318

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	624,952	△38,879	586,073

<支給世帯数>

(単位：世帯)

当初	実績見込み	比較増減
7,402	7,266	△136

歳出科目 (P114~P115)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,734,902	△56,335	2,678,567

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△49,110	扶助費	△56,335
県支出金	△3,618		
一般財源	△3,607		

【補正理由】

児童手当費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,905,316	△49,110	1,856,206
県支出金	児童手当交付金	409,286	△3,618	405,668
一般財源		420,300	△3,607	416,693
合計		2,734,902	△56,335	2,678,567

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,723,890	△56,335	2,667,555

<支給対象延べ児童数>

(単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
244,228	242,862	△1,366

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P116~P117)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	156,434	0	156,434

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	2,297		
一般財源	△2,297		

【補正理由】

感染症対策のためのマスク等購入支援事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴い、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	26,151	2,297	28,448
一般財源		18,119	△2,297	15,822
合計		44,270	0	44,270

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P116~P117)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
妊産婦・子ども医療費助成事業	722,137	△23,628	698,509

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△5,478	扶助費	△23,628
一般財源	△18,150		

【補正理由】

子ども医療費助成費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	子ども医療費助成等交付金	200,458	△5,478	194,980
一般財源		520,901	△18,150	502,751
合計		721,359	△23,628	697,731

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	子ども医療費助成費	630,784	△23,628	607,156

<受診件数>

(単位：件)

当初	実績見込み	比較増減
327,883	306,671	△21,212

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P116~P117)	4款1項3目	予防費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民健康診査事業	89,853	△20,080	69,773

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△10,202	委託料	△20,080
一般財源	△9,878		

【補正理由】

市民健康診査委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	48,622	△10,202	38,420
一般財源	37,635	△9,878	27,757
合計	86,257	△20,080	66,177

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	72,946	△20,080	52,866
市民健康診査委託料			

歳出科目 (P116~P119)	4款1項3目	予防費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
がん予防推進事業	162,025	△8,399	153,626

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△2,190	委託料	△8,399
一般財源	△6,209		

【補正理由】

がん検診委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	20,758	△2,190	18,568
一般財源	140,706	△6,209	134,497
合計	161,464	△8,399	153,065

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	がん検診委託料	152,249	△8,399	143,850

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第13号
提出課	国保年金課

## 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 国民健康保険被保険者数が当初の見込みを上回ることから、一般被保険者療養給付費を増額するとともに、保険者努力支援交付金の交付見込額にあわせて、充当先である市民健康診査事業及び学校血液検査事業に係る各負担金を増額するもの
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策に係る国民健康保険税の減免申請が当初の見込みを下回ることから、一般被保険者保険税還付金を減額するとともに、歳入歳出の収支の均衡を図るために財政調整基金繰入金を減額するもの

### 【補正内容】

(歳入) 単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	281,497	△252,337	29,160
4	県支出金	12,716,730	136,620	12,853,350
6	繰入金	1,420,231	△52,268	1,367,963
8	諸収入	47,167	△2,340	44,827

(歳出) 単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	12,419,127	118,153	12,537,280
5	保健事業費	200,805	△20,495	180,310
8	諸支出金	371,647	△267,983	103,664

#### <歳入の内訳>

○国庫支出金	災害臨時特例補助金	8,563
	特別調整交付金	△260,900
○県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）	118,153
	保険者努力支援分	20,250
	特別調整交付金分	△1,783
○繰入金	保険基盤安定繰入金	△17,091
	財政安定化支援事業繰入金	△2,625
	国民健康保険財政調整基金繰入金	△32,552
○諸収入	特定健康診査自己負担金	△2,340

#### <歳出の内訳>

○保険給付費	一般被保険者療養給付費	118,153
○保健事業費	特定健康診査費	△23,816
	生活習慣病予防対策事業	3,321
○諸支出金	一般被保険者保険税還付金	△275,200
	直営診療施設勘定繰入金	7,217

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第17号
提 出 課	国保年金課

### 令和2年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要

#### 【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を増額するもの
- (3) 後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回るほか、保険基盤安定負担金の交付決定に伴い増額するもの

#### 【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	1,708,499	17,849	1,726,348
3	繰入金	508,918	3,822	512,740
	保険基盤安定繰入金	461,346	3,822	465,168

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,171,765	21,671	2,193,436

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第31号
提出課	国保年金課

## 上越市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年1月1日から施行されたことを受け、令和3年度分以降の国民健康保険税の軽減について、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの（第25条関係）
- (2) 公的年金等に係る所得にかかる国民健康保険税の課税の特例について、軽減判定所得基準の見直しに合わせて規定を整備する。（附則第3項関係）
- (3) その他文言の整備をする。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(国民健康保険税の減額) 第25条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4	(国民健康保険税の減額) 第25条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

改 正 案	改 正 前
<p>項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保</p>

改正案	改正前
<p>           険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法</u>第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。         </p> <p>           附 則            （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）         </p> <p>           3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、<u>同条中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u> </p>	<p>           険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）</u>第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。         </p> <p>           附 則            （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）         </p> <p>           3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、<u>同条中「総所得金額</u>」とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。         </p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	国保年金課

## 上越市国民健康保険条例等の一部改正について

### 1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、同法から引用しているものを改めるもの

### 2 改正内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法からの引用条項を改める。（上越市国民健康保険条例附則第 2 項、上越市国民健康保険税条例附則第 2 0 項、上越市介護保険条例附則第 1 7 条関係）

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市国民健康保険条例等改正案新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市国民健康保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。附則第5項及び附則第6項において同じ。))</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</p> <p><u>(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2</u>に規定する新型コロナウイルス感染症</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を</p>

改正案	改正前
支給する。	支給する。

(2) 第2条の規定による上越市国民健康保険税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</p> <p>20 略</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。次号において同じ。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</p> <p>20 略</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という</u> _____。<u>)</u>により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>

(3) 第3条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。次号において同じ。)により、生計中心者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という</u> _____。<u>)</u>により、生計中心者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P170～P171)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	6,983	6,089	894

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,983	報酬	4,142
		共済費	762
		旅費	175
		需用費	99
		委託料	1,210
		使用料及び賃借料	94

#### 【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の方などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

#### 【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む。）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

#### <第1号被保険者数の推移>

(単位：人)

区分	平成30年12月末	令和元年12月末	令和2年12月末
第1号被保険者数	15,209	14,655	14,655

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人医療対策事業	2,916	4,071	△1,155

主な財源		主な経費	
県支出金	1,248	需用費	3
繰入金	415	委託料	98
一般財源	1,253	扶助費	2,815

### 【目的】

65 歳から 69 歳までのひとり暮らし又は寝たきりの人が、病気などにより通院・入院した際の医療費自己負担額の軽減を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

後期高齢者医療制度の対象にならない 65 歳から 69 歳までの人で、常時ひとり暮らしで経済的に独立している人、又は 3 か月以上寝たきりで日常生活において介助を必要とする人で、前年中の合計所得が 125 万円以下の人

#### (2) 助成額

医療費の自己負担割合について、本来の 3 割を 2 割に軽減した額とする。

なお、平成 26 年 3 月末日までに受給者となった人は、70 歳から 74 歳までの前期高齢者の自己負担額が 1 割から 2 割に引き上げられたことに伴い、新たな負担増が生じないように経過措置として対象年齢を 74 歳まで延長し、自己負担額が 1 割となるよう助成する。

<ひと月の自己負担限度額>

所得区分	外来	入院＋外来
区分Ⅰ（住民税非課税世帯で年金収入 80 万円以下及び給与収入 65 万円以下の人）	8,000 円	15,000 円
区分Ⅱ（住民税非課税世帯で区分Ⅰに当てはまらない人）	8,000 円	24,600 円
一般（住民税課税世帯の人）	18,000 円	57,600 円

#### (3) 制度周知

広報上越や民生委員児童委員研修会等で制度の周知を図る。

#### (4) 受給者数等の年間見込み（受給者数は年間平均人数）

区分	令和 2 年度		令和 3 年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
受給者数（人）	51	39	38	△13
助成件数（件）	2,029	1,500	1,368	△661
1 人あたり助成額（円）	76,802	40,921	74,060	△2,742
助成額（千円）	3,917	1,596	2,814	△1,103

歳出科目 (P182～P185)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
後期高齢者医療制度運営費	2,421,497	2,375,450	46,047

主な財源		主な経費	
県支出金	349,281	負担金補助及び交付金	
一般財源	2,072,216		1,907,748
		繰出金	513,749

### 【目的】

当市の加入者に係る保険給付や事務執行に必要な経費を負担するとともに、市の後期高齢者医療特別会計事業における事務費や保険料軽減分を繰り出すもの

### 【実施内容】

- (1) 事務費負担金 83,952  
広域連合における事務費（被保険者証作成等業務委託料や電算システム賃借料などの共通経費）を負担
- (2) 療養給付費負担金 1,823,796  
当市の保険給付費総額（見込額）に対する負担
- (3) 後期高齢者医療特別会計繰出金 513,749
  - ・後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 48,040
  - ・保険基盤安定繰出金 465,709
 保険料の軽減分相当額 県負担金 349,281 (3/4)、市負担額 116,428 (1/4)

#### <当市の1人当たり保険給付費>

	令和元年度	令和2年度 実績見込み	令和3年度 予算
被保険者数（人）	32,265	32,300	32,829
1人当たり保険給付費（円）	694,713	701,104	704,807

#### <広域連合の予算規模>（一般会計：10億4,454万円、特別会計：2,696億3,059万円）

	広域連合（県全体）	上越市
被保険者数（人）	372,719	32,829
	県全体に占める当市の被保険者割合 8.81%	
保険給付費総額（千円）	265,570,864	23,138,109

歳出科目 (P184～P185)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者健康支援訪問事業	9,478	10,086	△608

主な財源		主な経費	
一般財源	9,478	委託料	9,478

### 【目的】

生活習慣病などが重症化して、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問により生活改善・向上のための働きかけを行うことで、介護予防を図るとともに、高齢者の心と体の健康の維持、増進を図る。

### 【3年度目標】

延べ訪問件数 3,000件

### 【実施内容】

- ・健診の結果により抽出した生活習慣病などが重症化して重い介護状態になるリスクが高い高齢者を対象に、継続的に訪問等を実施する。
- ・介護予防、生活改善・向上を目的に、初回に保健師や栄養士等が対象者と面談し、その後研修を受けた受託者がおおむね3か月ごとに訪問等を実施する。

<訪問の状況>

区分	令和2年度		令和3年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
受託訪問実数(人)	1,100	1,000	1,000	△100
延べ訪問件数(件)	3,300	2,900	3,000	△300

※令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した訪問を基本とした上で、市内の感染状況により電話による支援も可能とし、受託者が健康状態の確認や生活改善等への支援を行う。

歳出科目 (P186～P187)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	595,604	627,197	△31,593

主な財源		主な経費	
国庫支出金	197,737	報酬	1,436
一般財源	397,867	職員手当等	153
		共済費	256
		旅費	41
		役務費	467
		扶助費	593,213

## 【目的】

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

## 【実施内容】

## (1) 支給対象

ひとり親家庭等の児童を監護する父、母又は同居する養育者

## (2) 支給月額

所得及び児童数に応じて決定

<支給月額状況>

(単位：円)

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	43,160	53,350	59,460
一部支給	10,180～43,150	15,280～53,330	18,340～59,430

※児童4人以上の場合は、1人増えるごとに3,060円から6,110円までを加算

※限度額以上の所得がある場合は、支給停止

※公的年金等受給者のうち障害基礎年金等受給者の児童扶養手当額の算出方法について、令和3年3月分手当(5月支給分)から児童扶養手当額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるよう変更される。

## (3) 支給人数及び支給額等

区分	令和2年度		令和3年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
支給人数(人)	1,233	1,211	1,160	△73
母子	1,179	1,158	1,109	△70
父子	54	53	51	△3
支給額(千円)	624,952	582,265	593,213	△31,739
1人当たり平均支給額(円)	506,855	480,814	511,391	4,536

歳出科目 (P186～P187)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	3,729	4,187	△458

主な財源		主な経費	
一般財源	3,729	報酬	1,604
		共済費	253
		旅費	178
		需用費	430
		役務費	668
		委託料	180

上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進し、子どもがすこやかに育まれる環境を整備するもの

○子育てジョイカード事業 930

【目的】

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。

【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対して、市が「子育てジョイカード」を交付し、協賛企業・店舗等は、カードを提示した人に対して、商品の割引や特典等のサービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対して特製ステッカーを配布する。

<企業数及び店舗数>

区分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
協賛企業数	251	245	245
協賛店舗数	389	384	384

○子育て支援情報の提供 208

【目的】

安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するため、子育て中の人に対し、ホームページを活用して子育て情報を発信する。

【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種制度等の情報を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

<件数及び登録者数>

区 分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
アクセス件数 (件)	129,737	238,898	233,527
メールマガジン登録者数 (人)	533	540	545

○子ども・子育て支援総合計画の推進 2,591

【目的】

上越市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）に基づき各種施策を着実に推進する。

【実施内容】

- ・上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗状況の点検・評価や新設する保育施設等の利用定員についての協議等を行う。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座等を開催する。

歳出科目 (P 186～P 187)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	2,652,711	2,734,902	△82,191

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,835,352	報酬	2,871
県支出金	403,714	職員手当等	306
一般財源	413,645	共済費	525
		役務費	4,855
		委託料	957
		扶助費	2,642,800

### 【目的】

児童を養育している人に手当を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。

### 【実施内容】

#### (1) 支給対象及び支給月額

(単位：円)

支給対象	児童 1 人当たりの支給月額	
	所得限度額未満	所得限度額以上
3 歳未満	15,000	5,000 (※特例給付)
3 歳から	10,000	
小学校修了前	15,000	
中学生	10,000	

※特例給付は、児童を養育している人の所得が限度額以上の場合に児童の年齢等にかかわらず支給

#### (2) 対象児童数及び支給額

区分	令和 2 年度		令和 3 年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
対象児童数 (延べ人数)	244,228	242,862	239,402	△4,826
支給額 (千円)	2,723,890	2,667,555	2,642,800	△81,090

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P188～P189)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	2,246,057	2,223,123	22,934

主な財源			主な経費				
分担金及び負担金	9,794	県支出金	24,318	報酬	312,545	共済費	265,405
使用料及び手数料	96,478	諸収入	152,658	給料	814,455	需用費	501,211
国庫支出金	10,800	一般財源	1,946,809	職員手当等	144,360	委託料	119,836

### 【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【3年度目標】

- ・ 保育園の老朽化に伴う修繕などを行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。
- ・ 年度途中の入園希望に対応するため、潜在的な保育士の掘り起こしを行う。

### 【実施内容】

#### (1) 保育の方針

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じた適切な保育を行う。

#### (2) 保育園の状況

園数 (園)	利用定員 (人)	児童数 (人)
38	3,815	2,919

※児童数は、通年における平均の見込数

#### (3) 職員の状況 (4月1日時点の見込数)

(単位：人)

正規職員		会計年度任用職員				合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育補助	調理補助	事務補助	保育園士	
264	59	432	73	6	38	872

#### (4) 施設の修繕

- ① 営繕修繕 55,880 (箇所付分 37,391、緊急分 18,489)
- ② 備品修繕 6,122 (緊急分 6,122)

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 19 園
- ② 車両台数等 車両数 27 台、運行組織数 13 団体
- ③ 運行業務委託料 59,517
  - ・通常運行分 57,589 (利用見込人数 218 人)
  - ・園外保育分 1,928

(参考資料)

令和 3 年度保育園別の利用定員及び児童数

(単位：人)

	園名	利用定員	児童数		園名	利用定員	児童数
1	南新町	120	58	22	安塚	40	18
2	東本町	94	68	23	うらがわら	110	95
3	つちはし	200	195	24	大島	50	19
4	稲田	60	60	25	牧	50	13
5	大和	103	98	26	柿崎第一	100	91
6	戸野目	100	77	27	柿崎第二	80	57
7	上雲寺	60	56	28	上下浜	50	26
8	和田	80	49	29	下黒川	50	32
9	春日	236	213	30	はまっこ	180	163
10	高士	50	26	31	まつかぜ	110	100
11	子安	86	73	32	南川	160	130
12	三郷	60	30	33	大瀧	150	125
13	諏訪	40	20	34	明治	50	26
14	富岡	76	51	35	中郷	90	48
15	なおえつ	200	197	36	いたくら	190	137
16	夷浜	40	21	37	きよさと	80	66
17	やちほ	110	94	38	さんわ	200	135
18	有田	160	137	合 計		3,815	2,919
19	たにはま	50	23				
20	保倉	70	32				
21	北諏訪	80	60				

※児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目 (P188～P191)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	2,675,150	2,573,318	101,832

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金 176,193	一般財源 742,038	委託料 1,881,498	扶助費 706,638
国庫支出金 1,202,466		負担金補助及び交付金	
県支出金 554,453		87,014	

### 【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【3年度目標】

私立保育園及び認定こども園への委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。

### 【実施内容】

#### (1) 保育園等の状況

	園数 (園)			利用定員 (人)			児童数 (人)		
	2年度	3年度	増減	2年度	3年度	増減	2年度	3年度	増減
保育園	17	17	0	1,783	1,750	△33	1,766	1,755	△11
認定こども園	4	5	1	790 (396)	814 (415)	24 (19)	765 (398)	746 (374)	△19 (△24)
合計	21	22	1	2,573 (396)	2,564 (415)	△9 (19)	2,531 (398)	2,501 (374)	△30 (△24)

※児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

※( )内は、教育を希望する子どもの利用定員及び児童数

#### (2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料 (園児の健診等に係る委託料) 10,591 (全園)
- ・児童保育委託料 1,870,907 (私立保育園 17 園)
- ・認定こども園施設型給付費 681,015 (5 園)
- ・就園支援給付金 7,614 (全園)
- ・子育て支援施設等利用給付費 18,009 (幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外施設)

#### (3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 41,432 (全園)
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 4,152 (6 園)
- ・私立保育園等改築工事補助金 30,930 (3 園)

- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 3,000 (3園)
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 7,500 (2園)

(参考資料)

令和3年度保育園等の利用定員及び児童数

(1) 保育園

(単位：人)

	園名	利用定員	児童数		園名	利用定員	児童数
1	高田大谷	130	127	10	高志	160	160
2	マリア	110	110	11	五智	70	80
3	ほたる	120	112	12	聖母	110	114
4	くろだ	68	71	13	門前にここにこ	222	218
5	和同	60	56	14	下門前	100	104
6	こがね	100	99	15	ひがししろ	110	116
7	なかよし	100	93	16	よしかわ	70	68
8	城西	80	76	17	名立たちばな	50	51
9	大曲	90	100	合計		1,750	1,755

(2) 認定こども園

(単位：人)

	園名	利用定員	児童数
1	マハヤナ	290(180)	266(156)
2	たちばな	140(60)	116(50)
3	聖上智オリーブ	140(40)	121(33)
4	たちばな春日	220(120)	219(120)
5	(仮称)森のこども園てくてく	24(15)	24(15)
合計		814(415)	746(374)

※( )内は、教育を希望する子どもの利用定員及び児童数

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

歳出科目（P190～P191）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	272,901	263,446	9,455

主な財源		主な経費	
国庫支出金	14,469	委託料	253,034
県支出金	108,433	負担金補助及び交付金	
一般財源	149,999		19,867

### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かり、未満児保育など保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

### 【3年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整備する。

### 【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
障害児保育事業 (県単障害児保育事業含む)	特別な配慮が必要と認められる児童の受入れを行い、必要な保育士を加配する。	私立保育園全園 私立認定こども園4園	42,922
保育環境改善等 事業(障害児受入促進 事業・安全対策事業)	障害のある児童の保育や、睡眠中の事故防止対策に必要な環境整備を行う。	私立保育園6園 私立認定こども園2園	3,069
保育所等業務効 率化推進事業	保育士の業務負担を軽減するため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入や、外国人の子どもの保護者への対応に係る通訳等のための機器を購入する。	私立保育園6園	3,418
延長保育促進事 業	「保育の中心となる時間帯」の前後に保育を行う。	私立保育園全園	30,028
保育所地域活動 事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流事業を行う。	私立認定こども園全園	3,552
未満児保育事業	1歳児に対する保育士の配置や0歳児1人当たりの面積などについて、国の基準以上を確保して未満児の保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園4園	176,532
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等の理由により平日及び休日に一時的な保育を行う。	私立保育園7園 (うち休日保育実施園2園)	13,380
合 計			272,901

※ 上記の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。  
 ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒しによる補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度	比較 (A) - (B)
令和2年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計 (A)	当初予算額 (B)	
10,500	272,901	283,401	263,446	19,955

※令和2年度補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒しによる額を示す。

歳出科目 (P190～P191)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	378,605	7,280	371,325

主な財源		主な経費	
諸収入	386	需用費	112
市債	195,500	委託料	3,542
一般財源	182,719	工事請負費	235,371
		負担金補助及び交付金	139,580

### 【目的】

保育園施設の老朽化や未満児の入園増、保育ニーズの多様化などに対応するため、公立保育園の民間移管など、保育園の適正な配置を検討し、再編及び改築等を行う。

### 【3年度目標】

- ・ 保育園の再配置等に係る第3期計画に基づき取組を進めている令和4年4月の公立保育園4園の民間移管に向け、継続して関係者との協議を行う等の準備を進め、移管が可能な状態にする。
- ・ 閉園した4施設の建物解体工事等を安全に実施し、完了させる。

### 【実施内容】

- (1) 公立保育園の民間移管 142,814

令和4年4月の4園の移管に向け合同・引継保育を1年間実施するほか、関係者との協議等を継続して行う。

#### 【移管予定園】

(単位：人)

園名	所在地	定員	入園児童数	移管先事業者名
つちはし保育園	上越市土橋 2455 番地	200	195	社会福祉法人 みんなでいきる
春日保育園	上越市春日山町一丁目 3 番 23 号	236	213	社会福祉法人 上越妙高福祉会
なおえつ保育園	上越市西本町四丁目 17 番 6 号	200	197	株式会社リボーン
さんわ保育園	上越市三和区浮島 57 番 地	200	135	社会福祉法人 上越あたご福祉会

(定員及び入園児童数は令和3年度見込み)

- ① 合同・引継保育の実施 139,580
  - ・ 令和3年度の1年間、園ごとに移管先事業者の職員8人と市職員とが合同で保育を行い、日常保育の流れや行事内容のほか、児童への関わり等の引継を行う。
- ② 土地及び建物の測量等 3,122
  - ・ 春日保育園用地について、隣接地との境界を確定するため、測量業務及び調査業務を行う。
  - ・ さんわ保育園建物について、表題登記に必要な図面作成を行う。
  - ・ 移管予定園のうち3園について、園名看板の撤去等を行う。

③ 移管に向けた準備 112

- ・移管に向け関係者との協議を継続して行うほか、令和3年度末に市から移管先事業者への引継式を行う。

(2) 旧黒川保育園建物解体工事

平成22年度末に閉園した旧黒川保育園について、建物の利活用の見込みがないことから建物解体工事を行う。

・旧黒川保育園施設の概要

所在地	上越市柿崎区岩手1071番地1
構造	木造平屋建て
延床面積	409.08㎡
建築年月日	昭和56年3月28日

(3) 旧古城保育園及び旧中央保育園建物解体工事等

平成30年度末に閉園した旧古城保育園及び旧中央保育園について、建物の利活用の見込みがないことから建物解体工事を行うほか、旧中央保育園建物解体工事完了後に、擁壁改修工事を行う。

・旧古城保育園施設の概要

所在地	上越市港町一丁目30番12号
構造	木造平屋建て
延床面積	590.31㎡
建築年月日	昭和56年1月29日

・旧中央保育園施設の概要

所在地	上越市中央二丁目3番36号
構造	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	989.61㎡
建築年月日	昭和53年12月28日

(4) 旧名南保育園建物解体工事等

令和元年度末に閉園した旧名南保育園について、建物の利活用の見込みがないことから建物解体工事等を行う。

・旧名南保育園施設の概要

所在地	上越市名立区折居61番地
構造	木造平屋建て
延床面積	524.23㎡
建築年月日	昭和47年1月10日

歳出科目 (P190～P191)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	80,254	75,958	4,296

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	10,973	需用費	2,208
国庫支出金	9,008	役務費	231
県支出金	9,008	委託料	77,379
一般財源	51,265	使用料及び賃借料	332
		備品購入費	104

### 【目的】

子育て中の保護者のリフレッシュや急病など緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24 時間体制の保育サービスを提供する。

### 【3 年度目標】

緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

市内に住所を有する生後 8 週間から就学前までの乳幼児で、保護者が、疾病、災害、リフレッシュ等により緊急又は一時的に保育することができないと認められる児童

#### (2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料		
		3 歳未満	5 時間未満	5 時間以上
昼間保育	午前 7 時から 午後 6 時まで	700 円	700 円	1,400 円
		500 円	500 円	1,000 円
夜間保育	午後 6 時から 午後 10 時まで	800 円		
24 時間保育	宿泊を伴う保育	3,000 円 ※午後 4 時から翌日午前 8 時までの利用は 2,000 円		

#### (3) 利用状況

(単位：人)

区分	2 年度		3 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
昼間保育のみ	9,339	7,655	8,865	△474
夜間保育のみ	228	58	173	△55
昼夜間保育	788	591	789	1
24 時間保育	20	25	29	9
合計	10,375	8,329	9,856	△519

歳出科目 (P190～P193)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	67,045	67,489	△444

主な財源		主な経費	
国庫支出金	10,768	報酬	1,705
県支出金	10,768	給料	14,855
諸収入	2,744	職員手当等	2,076
一般財源	42,765	共済費	4,540
		委託料	41,534
		使用料及び賃借料	1,137

### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

### 【3年度目標】

病児・病後児保育室の利用申込みに対して、100%の受入れを行う。

### 【実施内容】

#### (1) 事業内容

- ・病児保育事業…当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。
- ・病後児保育事業…病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。

#### (2) 利用時間・利用料等

事業名	施設数	開設時間	利用料金	事業費
病児保育事業	民間1施設(委託) 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	2,000円/日	40,753
病後児保育事業	公立2施設 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	1,300円/日	26,292

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P192～P193)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	103,604	104,912	△1,308

主な財源		主な経費	
国庫支出金	33,900	報酬	31,739
県支出金	33,900	職員手当等	3,244
一般財源	35,804	共済費	5,799
		旅費	1,848
		需用費	1,120
		委託料	59,541

### 【目的】

子育て中の保護者や乳幼児に、地域で安心して過ごす場や子育て情報を提供するなど、保護者の子育て不安の軽減を図り、楽しく子育てができる環境づくりを推進する。

### 【3年度目標】

出生届など各種手続や乳幼児健診にあわせて子育てひろばの周知を図るとともに、子育てニーズを踏まえた事業運営を行う。

### 【実施内容】

<子育てひろばの状況>

事業名	事業内容	箇所数	事業費
常設子育てひろば	未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。	公立保育園 10園 私立保育園 11園 (委託)	101,747
移動子育てひろば	常設の子育てひろばがない地域に、その補完事業として、週1回子育てひろばを開設する。	公共施設 2施設 (委託)	1,857
合計			103,604

※富岡児童館内で実施している「富岡子育てひろば」については、利用者の減少及びこどもセンターの充実などから、令和2年度末をもって事業を休止する。

<利用状況>

事業名	区分	令和元年度		令和2年度 (見込み)		令和3年度 (見込み)	
		箇所数 (箇所)	延べ利用 者数(人)	箇所数 (箇所)	延べ利用 者数(人)	箇所数 (箇所)	延べ利用 者数(人)
常設子育てひろば	公	13	28,560	11	24,162	10	25,046
	私	11	30,896	11	22,615	11	25,990
移動子育てひろば	公	2	228	2	279	2	300
合 計		26	59,684	24	47,056	23	51,336

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和元年度は3月4日から3月31日まで、令和2年度は4月1日から4月5日まで及び4月9日から5月10日まで閉鎖  
 ※大雪に伴い、令和3年1月12日と1月13日を閉鎖（一部、除雪状況により閉鎖を延長）

歳出科目 (P192～P193)	3 款 2 項 3 目	母子福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	39,104	42,978	△3,874

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	33	旅費	191
国庫支出金	18,543	委託料	37,217
県支出金	9,271		
一般財源	11,257	負担金補助及び交付金	1,696

### 【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を私立母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援する。

### 【実施内容】

#### (1) 委託料及び措置世帯数等（広域入所を含む）

区分	令和2年度		令和3年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
委託料（千円）	40,457	34,811	37,167	△3,290
月平均措置世帯数	11	10	10	△1
月平均措置人数（人）	28	25	27	△1

#### (2) 補助金及び上越市措置世帯数

区分	令和2年度		令和3年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
補助金（千円）	2,237	1,673	1,696	△541
月平均措置世帯数	8	6	6	△2

<参考> 母子生活支援施設の入所状況（他市からの入所を含む）

区分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
月平均入所世帯数	11	12	12

※入所定員 20 世帯

歳出科目 (P192～P193)	3款2項3目	母子福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	88,862	92,178	△3,316

主な財源		主な経費	
国庫支出金	4,180	報酬	3,110
県支出金	38,318	共済費	575
繰入金	2,535	委託料	2,283
一般財源	43,829	負担金補助及び交付金	450
		扶助費	81,808

ひとり親家庭の保護者等に対し、医療費や資格取得に係る経費を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労を支援するなど、自立に向けた支援を行うもの

○ひとり親家庭等医療費助成事業 81,361

【目的】

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保護者及び児童に係る医療費を助成する。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母もしくは父、又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する(所得制限あり)。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回 (同一医療機関で1か月5回目以降は無料)

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生の一部負担金については無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和2年度		令和3年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
助成件数(件)	36,289	36,082	35,384	△905
助成額(千円)	79,388	82,272	76,950	△2,438

○ひとり親家庭自立支援事業 7,501

【目的】

ひとり親家庭等への相談等を通じて、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給するなど、対象者の個別事情に配慮しながら就労を支援する。

【実施内容】

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の父又は母の精神的、経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立に向けたプログラムの作成を行うなど、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講料の6割相当額を支給する。

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で1年以上修学するひとり親家庭の父又は母に対し、48月を上限に、月額100,000円（市民税非課税世帯）、又は月額70,500円（同課税世帯）を支給する。ただし、最終年度は40,000円を上乗せし支給する。

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、これを修了した時に受講費用の2割、試験に合格した時に受講費用の4割を支給する。

歳出科目 (P194~P195)	3 款 2 項 4 目	児童福祉施設費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	3,302	9,038	△5,736

主な財源		主な経費	
一般財源	3,302	報償費	6
		需用費	591
		役務費	81
		委託料	2,232
		使用料及び賃借料	207
		負担金補助及び交付金	185

### 【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともにすこやかに成長する環境をつくる。

### 【実施内容】

- (1) 施設名 諏訪児童館、名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 各児童館に児童指導員 2 人を配置  
(放課後児童クラブ併設の諏訪児童館は、クラブ支援員が兼務)
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後 5 時まで  
土曜日：午前 9 時から午後 5 時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (6) 利用状況 (単位：人)

施設名	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)
諏訪児童館 (放課後児童クラブ併設)	443	436	466
富岡児童館 (放課後児童クラブ併設)	13	16	休止
高志児童館 (放課後児童クラブ併設)	0	0	休止
南川児童館 (放課後児童クラブ併設)	231	1	休止
大瀧児童館 (放課後児童クラブ併設)	13	0	休止
名立児童館	1,838	1,461	1,630
合計	2,538	1,914	2,096

※「南川児童館」は、併設していた放課後児童クラブが南川小学校に移転したこと及び児童館機能の利用実態を踏まえ、令和 2 年 7 月から休止した。

※「富岡児童館」、「高志児童館」、「大瀧児童館」は、施設の利用実態を踏まえ、令和 2 年度末をもって児童館機能を休止し、利用の増加が見込まれる放課後児童クラブ室として使用する。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和元年度は 3 月 4 日から 3 月 31 日まで、令和 2 年度は 4 月 1 日から 4 月 5 日まで及び 4 月 9 日から 5 月 10 日まで閉鎖

※大雪に伴い、令和 3 年 1 月 12 日から 1 月 19 日まで閉鎖

歳出科目 (P194～P195)	3 款 2 項 4 目	児童福祉施設費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーサポートセンター運営事業	7,196	7,161	35

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,333	旅費	6
県支出金	1,333	役務費	99
一般財源	4,530	委託料	6,970
		負担金補助及び交付金	121

### 【目的】

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、地域における子育ての相互援助活動を支援する。

### 【3 年度目標】

依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図る。また、所得の低い世帯の保護者に対し利用料を助成するとともに、支援対象年齢の上限を 12 歳から 18 歳に拡充し、安心して子育てができる環境の充実に図る。

### 【実施内容】

- (1) 設置場所 オーレンプラザこどもセンター内
- (2) 開設時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 休館日 第 2・4 火曜日（祝日の場合はその翌日）  
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (4) 運営体制 認定 NPO 法人 マミーズ・ネット に運営業務を委託  
アドバイザー：2 人、サブリーダー：7 人
- (5) 利用料等 依頼会員から提供会員への支払額  
700 円/時間（早朝、夜間、土日祝日は 800 円/時間）
- (6) 利用料の助成  
所得の低い世帯の保護者に対し、利用料を助成する。

区分		基本料金	助成額
生活保護世帯	平日午前 7 時～午後 7 時	700 円/時間	全額
	上記以外	800 円/時間	
市民税非課税世帯	平日午前 7 時～午後 7 時	700 円/時間	500 円/時間
	上記以外	800 円/時間	

- [充](7) 対象児童 0 歳から満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (8) 活動内容 保育園等への児童の送迎  
保護者の病気及び急用時における預かり等

(9) 登録会員数及び活動回数

区 分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
登録会員数(人)	788	816	876
依頼会員	485	487	520
提供会員	246	263	280
両方会員	57	66	76
延べ活動回数(回)	1,770	1,172	1,500

(10) 援助活動以外の取組等

- ・サブリーダー会議：年5回開催
- ・提供会員養成講座：年4回開催
- ・フォローアップ講習会：年1回開催
- ・情報交換会、会員交流会、事業PR講座：各年1回開催
- ・センターだよりの発行：年2回
- ・会員募集活動：各地区民生委員児童委員協議会や各種団体を対象とする説明会の開催等

歳出科目 (P194～P197)	3款2項4目	児童福祉施設費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもセンター運営事業	51,614	51,120	494

主な財源		主な経費	
国庫支出金	15,730	報酬	86
県支出金	15,730	旅費	3
諸収入	1,042	需用費	325
一般財源	19,112	役員費	416
		委託料	50,736
		使用料及び賃借料	48

### 【目的】

子どもと保護者が気軽に集い、交流等を促進することにより、子どものすこやかな育ちを支援するとともに、子育てへの不安感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進するもの

### 【実施内容】

#### <施設の概要>

区分	オーレンプラザこどもセンター	市民プラザこどもセンター
利用対象	小学3年生までの児童とその保護者	小学校就学前児童とその保護者
開設時間	午前8時30分から午後5時まで	
休館日	第2・4火曜日(祝日の場合はその翌日) 12月29日から翌年1月3日まで	第3水曜日(祝日の場合はその翌日) 12月29日から翌年1月3日まで
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・利用者支援事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・オーレンプラザこどもセンターで実施する各種事業の利用に関する問合せへの対応</li> </ul>
運営体制	認定NPO法人マミーズ・ネットに運営業務を委託	

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

##### ① 事業内容

- ・子育て親子の遊びの場、保護者同士の交流の場の提供と交流の促進：通年実施
- ・ベビー健康プラザ：年12回開催
- ・子育てセミナー：年9回開催
- ・すくすくプラザ：年3回開催
- ・おしゃべり会：年23回開催
- ・オンラインおしゃべり会：年6回開催
- ・子育て相談：通年実施（保健師等による専門的な相談窓口の開設：年27回）
- ・子育て講座（個人向け）：年8回開催
- ・子育て講座（団体向け）：年2回開催
- ・保育ボランティア養成講座：年1回開催
- ・子育て情報の収集・発信（子育て応援ステーションの更新、センターだよりの発行）

② 延べ利用者数 (単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
オーレンプラザこどもセンター	78,120	49,056	53,516
市民プラザこどもセンター	46,505	34,754	37,914
合 計	124,625	83,810	91,430

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和元年度は3月4日から3月31日まで、令和2年度は4月1日から4月5日まで及び4月9日から5月10日まで閉鎖

※大雪に伴い、オーレンプラザこどもセンターは令和3年1月10日から1月15日まで及び1月21日から1月27日まで、市民プラザこどもセンターは令和3年1月10日から1月13日まで閉鎖

(2) 利用者支援事業

① 開設時間 午前9時から午後4時30分まで

② 事業内容

- ・利用者のニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援の実施
- ・オンライン子育て相談の実施
- ・保育園、一時預かり等の情報提供、関係機関との調整
- ・子育てに関するハンドブックの発行：年1回
- ・利用者支援セミナー（保育園等の入園に関する情報提供など）：年5回開催
- ・出張 i n f o 13区の子育てひろば：8か所で開催

(3) 一時預かり事業

① 開設時間 午前9時から午後4時30分まで

② 事業内容 保護者の就業や疾病等に対応した一時的な保育を行う。

③ 利用対象 市内に住所を有するおおむね生後7か月から就学前までの乳幼児

④ 利用者負担金

区 分	金 額
3歳未満児	5時間未満 700円
	5時間以上 1,400円
3歳以上児	5時間未満 500円
	5時間以上 1,000円

⑤ 利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
延べ利用者数(人)	1,054	899	960

歳出科目 (P196～P197)	3款2項4目	児童福祉施設費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童遊園管理運営費	5,752	4,822	930

主な財源		主な経費	
諸収入	9	報酬	38
一般財源	5,743	役員費	674
		報償費	1,121
		需用費	2,045
		委託料	1,406
		使用料及び賃借料	462

### 【目的】

児童に健全な遊びの場を提供し、地域における子育てを支援する。

### 【実施内容】

(1) 設置場所 74 か所

<内訳>

区分	高田区	金谷区	春日区	安塚区	大島区	牧区
設置数	1	1	2	1	1	2
区分	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	名立区
設置数	14	6	31	9	3	3

※柿崎区の妙蓮寺児童遊園及び三ツ屋浜袖畑児童遊園については、施設の利用実態を踏まえ、令和2年度末をもって供用を廃止する。

(2) 事業内容

① 専門業者等による遊具の点検

遊具：67基（全198基のうち）

※専門業者による精密点検を実施（3年サイクルで全遊具を点検）

※市職員による全遊具の定期点検を年3回（4月、7月、9月）実施

② 修繕 遊具：7基、フェンス等：2か所

③ 撤去 遊具：10基